都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																															
		1. 就学援助制度の周知方法																															
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
40	40	23	13	13	6	8	22	30	2	1	10	10	1	3	32	0	4	4	19	6	16	0	0	0	3	3	18	1	9	9	1	6	6
奈良県	奈良市	○	○		○		○	○	○		○	メールサービス（さくら連絡網）での制度案内 メールの送信、市公式LINEアカウントでの制度案内の掲載			○						○								○	○		
奈良県	大和高田市	○	○	○			○	○							○						○						○			○			
奈良県	大和郡山市		○		○	○	○	○							○						○											○	毎年、学校から在校生全員（中学3年生を除く）に、個人懇談にて来年度の就学援助制度の案内をしてもらったり、年度途中で他市町村から転校してきた児童生徒に対してもれなく就学援助制度の案内をしてもらったりと、学校から多大な協力をいただいている。
奈良県	天理市	○	○	○			○	○							○				○								○						
奈良県	橿原市	○		○			○	○					○						○								○		○	○			
奈良県	桜井市	○	○	○			○	○							○				○										○				
奈良県	五條市	○									○	①各学校に対して当該制度を書面にて周知　②教職員が家庭訪問時に保護者に対して説明			○				○								○						
奈良県	御所市				○	○	○	○							○				○								○			○			
奈良県	生駒市	○	○			○	○	○							○						○						○						
奈良県	香芝市	○	○					○							○				○	○	○								○				
奈良県	葛城市	○					○	○							○						○								○				
奈良県	宇陀市	○				○	○	○							○				○								○						
奈良県	山添村		○					○			○	各学校に保護者宛ての案内文を配布してもらう			○				○										○				
奈良県	平群町	○	○	○			○	○							○						○						○						
奈良県	三郷町	○		○				○			○	前年度認定の家庭には、家庭訪問時に個別に周知			○						○								○	○			
奈良県	斑鳩町	○	○	○	○	○	○	○							○						○						○			○			
奈良県	安堵町				○	○	○	○							○						○											○	特になし
奈良県	川西町	○		○				○									○	期間内の申請のみの受付を基本としているが、締切を過ぎた申請の場合は認定月以降分から援助		○							○						
奈良県	三宅町	○						○		○					○					○												○	以下の4つの取組を行っている。①学校を通して担任教員から児童に案内プリントを配布してもらう。②学校保護者連絡ツールを活用し、教育委員会から全児童の保護者に案内プリントをデータで送付する。③町のホームページ内における教育委員会の記事で就学援助について掲載する。④期限最終日に前年度の援助対象者で未申請の保護者に今年の援助の希望の有無を電話で確認する。
奈良県	田原本町	○	○	○							○	学校だより（4月号）に記載			○				○						○	小学校入学前に入学前支給を希望する場合は教育委員会に提出				○			
奈良県	曽爾村						○	○							○				○													○	転入者には必ず就学援助制度を説明、家庭の事情がわかっている場合は担任から個別に声がけをしている。
奈良県	御杖村										○	家庭訪問の際、制度説明を行う			○						○												
奈良県	高取町						○	○							○					○							○			○			
奈良県	明日香村				○	○		○							○						○						○						

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																														
		1. 就学援助制度の周知方法																														
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)										(2) (1)のコの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)					(4) (3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)							(6)(5)のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)						(8) (7)のカの内容
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他		ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	
40	40	23	13	13	6	8	22	30	2	1	10	10	1	3	32	0	4	4	19	6	16	0	0	0	3	3	18	1	9	9	1	6	6
奈良県	上牧町							○			○	町ホームページに制度を掲載しているほか、入学通知とともに案内を送付している。(町内の幼稚園・保育所等に在籍している場合は、各園所に送付、町外の幼稚園・保育所等に在籍している場合は郵送。)			○						○													
奈良県	王寺町	○	○	○				○							○						○								○				
奈良県	広陵町	○	○				○	○							○				○						○	令和5年度の前倒し支給(令和6年度新入学分)については、新小1は教育委員会に提出、新中1は在籍している各小学校に提出。			○			○	就学援助制度の案内書類に色紙を使用している。
奈良県	河合町	○					○	○							○				○														
奈良県	吉野町					○	○	○									○	申請締切を設定してる。申告漏れや申請忘れ等により、締切を過ぎた申請の場合は、決裁の上、年度当初から援助するよう配慮している。			○							○			○			
奈良県	大淀町	○					○	○							○				○								○						
奈良県	下市町	○					○	○							○				○								○		○				
奈良県	黒滝村						○	○							○						○												
奈良県	天川村			○										○					○								○						
奈良県	野迫川村										○	学校が把握しているため、通知は行っていない。					○	該当しないため。							○	該当しないため。							
奈良県	十津川村	○							○						○				○								○						
奈良県	下北山村	○		○										○					○													○	特になし。
奈良県	上北山村						○								○					○													
奈良県	川上村										○	児童扶養手当受給者を対象としているため担当課に照会し個別に書類を送付している。			○				○								○						
奈良県	東吉野村										○	教育委員会から学校を通じて、該当する家庭へ案内をしている		○					○														
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合			○				○									○	期間内の申請のみの受付を基本としているが、締切を過ぎた申請の場合は認定月以降分から援助		○							○						

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																					
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																					
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給をしていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業量が増加するから	エ．（入学は異なる）前支給とは自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
40	40	27	4	5	1	3	0	0	27	0	0	4	0	0	0	0	0	1	2	24	0	10	9	13	9	7	1	0	0	1	3	3	1	2	0	3	2	0	2
奈良県	奈良市	○							○											○		○	○		○														
奈良県	大和高田市	○							○											○		○	○	○															
奈良県	大和郡山市	○							○											○		○	○	○	○	○													
奈良県	天理市	○							○											○				○															
奈良県	橿原市	○							○											○				○															
奈良県	桜井市	○							○											○				○															
奈良県	五條市	○							○									○				○	○		○														
奈良県	御所市	○							○											○					○	○				○									
奈良県	生駒市	○							○											○		○	○			○													
奈良県	香芝市	○							○											○		○	○		○														
奈良県	葛城市	○							○											○				○															
奈良県	宇陀市	○							○											○						○													
奈良県	山添村			○																																○			
奈良県	平群町	○							○											○				○															
奈良県	三郷町	○							○										○					○															
奈良県	斑鳩町	○							○											○		○	○			○	○												
奈良県	安堵町	○							○											○					○														
奈良県	川西町	○							○											○		○		○															
奈良県	三宅町	○							○											○				○															
奈良県	田原本町	○							○											○				○															
奈良県	曽爾村			○																																	○		検討をした結果、あまり必要ないとの考えがあり入学前支給をしないことを決めた。（全入学児童を対象に、別途制服購入費の援助あり）
奈良県	御杖村		○									○																											
奈良県	高取町	○							○											○				○															
奈良県	明日香村	○							○										○						○	○													

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																					
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																					
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
40	40	27	4	5	1	3	0	0	27	0	0	4	0	0	0	0	0	1	2	24	0	10	9	13	9	7	1	0	0	1	3	3	1	2	0	3	2	0	2
奈良県	上牧町	○							○											○											○	入学通知とともに案内を送付している。（町内の幼稚園・保育所等に在籍している場合は、各園所に送付。町外の幼稚園・保育所等に在籍している場合は郵送。）							
奈良県	王寺町	○							○											○		○	○	○															
奈良県	広陵町	○							○											○		○	○		○								①12月　②（申請期間）（令和4年度の場合：令和5年1月10日～令和5年1月31日）　③3月中旬							
奈良県	河合町	○							○											○											○	入学通知に同封して案内							
奈良県	吉野町	○							○											○						○													
奈良県	大淀町	○							○											○					○						○	就学時健康診断の際に入学前支給について説明、就学時健康診断結果に案内の書類を同封し、保護者に配布。							
奈良県	下市町			○																														○					
奈良県	黒滝村			○																																○	○		入学祝金支給
奈良県	天川村		○									○																											
奈良県	野迫川村		○									○																											
奈良県	十津川村			○																														○		○			
奈良県	下北山村					○																																	
奈良県	上北山村					○																																	
奈良県	川上村				○																																		
奈良県	東吉野村		○									○																											
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合					○																																	

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																	
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																												3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）							
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの１つに○）																												（1）当てはまるもの1つに○							（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容	ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外的な支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他										
40	40	26	4	5	1	2	2	2	26	0	0	4	0	0	0	0	0	1	2	23	0	2	0	3	2	0	2	9	1	19	0	0	8	3	3
奈良県	奈良市	○							○											○								○							
奈良県	大和高田市	○							○											○														○	昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯も対象としていたが、今年度は非課税世帯のみを対象としている。
奈良県	大和郡山市	○							○											○										○					
奈良県	天理市	○							○											○										○					
奈良県	橿原市	○							○											○														○	令和3年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、家計急変世帯の認定を実施してたが、令和4年度以降は実施していない。
奈良県	桜井市	○							○											○										○					
奈良県	五條市	○							○									○																○	認定基準を整備しておらず、現在検討もしていない。
奈良県	御所市	○							○											○										○					
奈良県	生駒市	○							○											○								○							
奈良県	香芝市	○							○											○								○							
奈良県	葛城市	○							○											○								○							
奈良県	宇陀市	○							○											○								○							
奈良県	山添村			○																				○						○					
奈良県	平群町	○							○											○													○		
奈良県	三郷町	○							○										○											○					
奈良県	斑鳩町	○							○											○										○					
奈良県	安堵町	○							○											○													○		
奈良県	川西町						○	管轄している中学校が無い																						○					
奈良県	三宅町						○	三宅町教育委員会においては管轄している中学校が無い。																						○					
奈良県	田原本町	○							○											○										○					
奈良県	曽爾村			○																					○		検討をした結果、あまり必要ないとの考えがあり入学前支給をしないことを決めた。（全入学児童を対象に、別途制服購入費の援助あり）			○					
奈良県	御杖村		○									○																○							
奈良県	高取町	○							○											○										○					
奈良県	明日香村	○							○										○									○							

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																											3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）						
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																											（1）当てはまるもの1つに○						（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容							
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
40	40	26	4	5	1	2	2	2	26	0	0	4	0	0	0	0	0	1	2	23	0	2	0	3	2	0	2	9	1	19	0	0	8	3	3
奈良県	上牧町	○							○											○								○							
奈良県	王寺町	○							○											○										○					
奈良県	広陵町	○							○											○										○					
奈良県	河合町	○							○											○										○					
奈良県	吉野町	○							○											○										○					
奈良県	大淀町	○							○											○								○							
奈良県	下市町			○																		○							○						
奈良県	黒滝村			○																				○	○		入学祝金支給						○		
奈良県	天川村		○									○																					○		
奈良県	野迫川村		○									○																					○		
奈良県	十津川村			○																		○		○						○					
奈良県	下北山村					○																											○		
奈良県	上北山村					○																											○		
奈良県	川上村				○																												○		
奈良県	東吉野村		○									○																		○					
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合	○							○											○										○					

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																			
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																																			6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）で チと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										令和4年度
																												4.（1）でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応						（3）（2）でエとした場合のその内容				
																												（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」に「イ．反映させない（従前の認定基準を継続）」により、保護基準見直しに変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。						（4）（1）で「イ．反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの （例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者が得層の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他		年	月	
40	40	19	22	11	7	7	15	5	5	5	5	6	5	7	2	13	9	2	0	9	24	0	9	0	17	5	3	9	5	0	0	5	5	
奈良県	奈良市						○													○			市民税所得割納税額が、扶養人数に応じて一定額以下の者												15%未満
奈良県	大和高田市		○																																15%未満
奈良県	大和郡山市																○				1.4				○				○						30%未満
奈良県	天理市															○					1.3				○				○						20%未満
奈良県	橿原市	○														○					1.3				○				○						15%未満
奈良県	桜井市															○					1.3					○							平成25	4	15%未満
奈良県	五條市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○																					15%未満
奈良県	御所市	○	○																																20%未満
奈良県	生駒市																			○			生活保護の基準額に1.3倍をかけた収入からの市民税額所得割額算出による基準額												10%未満
奈良県	香芝市	○														○					1.3				○			○						15%未満
奈良県	葛城市																○				1.3				○			○						15%未満
奈良県	宇陀市	○	○	○													○			○	1.1		失業、倒産等により著しく収入状況が悪いと認められるもの。長期疾患、火災、交通事故等不慮の災害により生活が困窮していると認められるもの。			○							平成24	4	10%未満
奈良県	山添村															○					1.3				○			○						5%未満
奈良県	平群町	○	○	○												○					1.3					○							H24	12	15%未満
奈良県	三郷町																○				1.3					○							平成24	12	15%未満
奈良県	斑鳩町	○	○	○		○	○	○								○					1.3					○							25	8	15%未満
奈良県	安堵町															○					1.3				○		○								25%未満
奈良県	川西町		○														○				1.3				○				○						15%未満
奈良県	三宅町		○														○				1.3				○			○							15%未満
奈良県	田原本町						○									○					1.3				○				○						10%未満
奈良県	曽爾村	○	○	○			○									○					1.3				○		○								5%未満
奈良県	御杖村	○	○	○			○										○				1.3				○			○							10%未満
奈良県	高取町						○											○			1.5														15%未満
奈良県	明日香村	○	○	○	○	○	○			○	○					○				○	1.3		教育委員会が特に必要と認めた場合		○		○								10%未満

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																	
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																												5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）でチと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	4.（1）でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応									令和4年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の0.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の10倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」に「○」をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）で「イ．反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																								ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他		年	月	
40	40	19	22	11	7	7	15	5	5	5	5	6	5	7	2	13	9	2	0	9	24	0	9	0	17	5	3	9	5	0	0	5	5	
奈良県	上牧町	○	○	○	○	○	○			○	○									○			教育長が特に就学援助の必要があると認める者（家庭状況の変化（リストラ・倒産等）が認められる者）												15%未満
奈良県	王寺町	○														○				○	1.3		教育長が特に就学援助の必要があると認めるもの		○			○							10%未満
奈良県	広陵町	○	○											○			○				1.3				○			○							10%未満
奈良県	河合町	○	○		○	○	○											○		○	1.1		失業、長期療養、不慮の事故等により生活が困窮していると認められるもの												15%未満
奈良県	吉野町		○																																20%未満
奈良県	大淀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				15%未満
奈良県	下市町																			○			住民税所得割の非課税												10%未満
奈良県	黒滝村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				0%未満
奈良県	天川村		○																																10%未満
奈良県	野迫川村																			○			学校において必要が認められる者。												0%未満
奈良県	十津川村	○	○											○		○					1.3				○			○							0%未満
奈良県	下北山村		○						○			○	○	○																					5%未満
奈良県	上北山村	○					○					○																							0%未満
奈良県	川上村						○																												20%未満
奈良県	東吉野村	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○																					15%未満
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合		○														○				1.3				○			○							15%未満

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |